

環境基本計画策定方針

1 計画の位置付け

黒部市環境基本計画は、黒部市総合振興計画に基づき、黒部市環境基本条例第9条の規定により策定するものであり、黒部市における環境の保全と創造に関して最も基本となる計画です。

2 「第2次 黒部市総合振興計画」での環境にかかる基本方針

自然と共生し、安全で安心して暮らせるまちづくり

＜施策の展開方針＞

- ・豊かな自然と共に生きる、環境にやさしいまち
- ・地域に愛される、安全で美しい河川・海岸を有するまち
- ・森に親しみ、安全な暮らしを実現するまち
- ・市民が誇れる、名水の里にふさわしいまち
- ・地球環境にやさしい、循環型社会を目指すまち

3 「黒部市環境基本条例」の基本理念 第3条

- ・豊かな環境の恵沢の享受と将来への継承
- ・人と自然との共生
- ・環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ・地球環境保全の積極的推進

4 計画期間

2019年度（平成31年度）～2028年度

5 黒部市環境基本計画の構成（平成21年3月策定）（参考）

第1章 黒部市環境基本計画の概要 P1～

計画策定の背景、計画の目的、計画の位置付け、計画の対象とする範囲、目標年度

第2章 環境の現況と課題等 P5～

第1節 黒部市勢の概要

第2節 環境の現況と課題

自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、その他

第3章 環境基本計画の目標 P22～

環境像、基本理念、基本目標

第4章 施策の展開 P25～

施策の体系、施策の展開方針（具体的な目標）

第5章 市民・事業者・行政の役割 P43～

市民ができること、事業者ができること、行政ができること

第6章 計画の推進 P55～

計画の推進体制

《資料》 P56～P97